

### III 契約について

事業実施主体は交付決定の通知後、工事業者・機器メーカー等と事業に関する契約を締結する。

#### 1 契約準備行為について

交付決定前において、事業実施主体は契約準備行為として次に掲げる行為を行うことが出来る。

- 入札公告
  - ・ 入札参加資格、入札場所、入札日時、その他入札に必要な事項（業務概要、要件定義書・入札説明書の入手方法、参加表明書・技術提案書の提出方法等）の広告
  - ・ 入札無効条件の広告
- 入札に関する詳細情報の提供
  - ・ 入札説明書・要件定義書の交付
  - ・ 参加表明書（申請書）の作成・提出に関する留意事項
  - ・ 質問書の受付及び回答
- 参加表明書（申請書）、参加資格の確認
- 入札／開札／落札者決定

#### 2 契約について

本事業の各種契約（委託契約・請負契約等）は、交付決定通知日以降に単年度契約で締結しなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。

契約形態については、都道府県、市町村においては、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約となることとなっている。また、他の事業主体においてもこれに倣って、原則として一般の競争に付し、整備事業の運営上、一般競争入札又は指名競争入札が困難な場合のみ、随意契約を認める。

契約を随意契約とする場合は、実施主体が地方公共団体か否かを問わず、随意契約とする理由がやむを得ないものであることを明らかにすること（「契約予定内容に関する調査票（別添1）」に契約内容及び方法について記載すること。）。

## IV 事業計画変更等について

### 1 事業計画変更等について

#### (1) 事業内容の変更について

交付決定を受けた後において事業内容を変更しようとするときは、交付要綱第10条に基づき原則として総務大臣の承認が必要である。交付決定後に事業の変更を行う必要があるときは、軽微な内容でも総務省に相談すること。

また、交付決定後の詳細設計等の過程で事業の内容が変更となることがあるので、十分に留意すること。特に新規の用地を確保する事業の場合、承認を受ける必要がある事業の変更について、承認前に変更に着手した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消すこともあるので注意すること。

事業内容の変更は次のようなものがあり、交付要綱第10条第1項（2）の各号に該当しない限り、変更承認申請が必要となるので留意すること。

- ・事業の目的の一部が変更となる場合
- ・施設の設置場所が変更する場合
- ・申請書（別紙含む）記載事項が変更となる場合（例として、工事概要書記載の敷地面積や海拔高、鉄塔高が変わる場合）
- ・放送エリア変更に伴いエリア内世帯数が変更する場合（事業目的の変更に該当） 等

#### (2) 経費区分の変更について

補助金交付決定を受けた時点の経費区分から区分を超えた費用の変更がある場合は、交付要綱第10条に基づき原則として総務大臣の承認が必要である。交付決定後に経費区分を超えた費用の変更がある場合は、必ず総務省に相談すること

#### (3) 事故報告について

整備事業が交付申請に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、余裕を持って総務省に相談することとし、完了日の1・5ヶ月程度前には事故報告書を提出すること。なお、整備事業の完了日とは、都道府県又は市町村が事業主体の場合は工事の検査を完了した日、放送事業者又は一般社団法人等が事業主体の場合は工事の竣工日を指す。

#### (4) 事業の中止、廃止について

整備事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

#### (5) 交付決定の取消しについて

整備事業者の責に帰すべき場合には法第17条、帰すことのできない場合には法第10条により取り消すことがある。

## V 実績報告事務及び経理等について

### 1 実績報告書の作成と確認のポイントについて

実績報告書（以下、報告書という。）は、整備事業が交付決定の内容に適合的に遂行されているか確認するものである。総務省では事業実施主体から提出された報告書を審査し、交付額を確定・事業実施主体に通知する。また、本報告書に基づき、政府関係各機関が中継局の実地検査を行う場合がある。この際、報告書の内容が事実に反していることが判明した場合は、補助金の返還を要求することもありうる。

#### （1）実施確認

事業主体は、報告書を提出するに当たっては、直接整備箇所に出向くなどできる限り目視により整備事業を実施した事実の確認すること。また、整備した機器に「平成〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」と表示されているかどうかを必ず確認すること。表示は、適宜のプレート・ラベル等を機器に直接貼付したものとする（滅失したり剥がれたりしないようなものとすること。表札等で適宜表示することも可能）。

#### （2）提出書類について

##### ① 報告書の構成

以下の資料を順番に編纂のこと。

- ア 実績報告書（交付要綱様式第10号）
  - イ 事業主体が作成する積算書（別添6参照）及び差異表（別添7参照）
  - ウ 工事業者の請求書（又は領収書）の写し
  - エ 添付図面（見取り図、設計の概要図等）
  - オ 添付写真（別添8参照）
  - カ 参考資料
  - キ 実績報告書審査表（様式は別途提示する）
- ※ 共建の場合は、以下に示すとおり、費用按分の具体的方法を整理したペーパーを必ず添付すること。
- ※ この他、必要に応じてア～キを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。審査の際、総務省から必要資料の提出を求めることがある。

##### ② 構成上の留意点

- ア 報告書は正本（交付要綱様式第10号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーし

たもの）の2部を提出すること。

イ 交付要綱様式第10号により作成する報告書かがみ、施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し、積算書、差異表、図面、写真添付図面等の内容が一致しているかどうか必ず確認すること。

ウ 工事業者の請求書には請求内訳付きのものとする。請求内訳は部材や工事工数等詳細に記載されているものであるか確認すること。なお、確定見積書を請求書の代わりに添付することはできないので注意すること。

エ 交付対象外の他局との共同建設を実施する場合は、補助事業と別事業との区分が分かるようすること。また、概要図、請求書（又は領収書）、積算書等については、対象部分が分かるよう記載又は色分け等をすること。

### ③ 提出について

事業実施主体は、整備事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、総合通信局等へ①に掲げる書類を提出すること。ただし、事業完了日が年度末となっている案件については、事業実施主体は可能な限り早期の提出に努めること。具体的には、修正・文書処理期間を考慮した上で、2月末（締切日は翌年度の4月10日。）までには提出することが望ましい。締切日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。)。

### （3）実績報告書の作成について

使用する様式は、交付要綱様式第10号である。

変更承認を受けた事業については実績報告書に変更交付決定額を追記頂く必要があるため、記載方法について総務省に問い合わせること。

### （4－1）積算書及び差異表の作成について

- ① 積算書は、工事業者・機器メーカー作成の請求書（又は領収書）を基に、総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業主体が自ら作成すること。
- ② 積算書は、別添6の積算書記載例を参考に作成し提出すること。
- ③ 差異表は、別添7の差異表記載例を参考に作成し提出すること。記載する金額は交付申請時（変更承認を受けた場合は変更承認時）の「補助対象額」と実績時の「補助対象額」を記載すること。

### （4－2）積算書及び差異表作成時の留意点

- ① 積算書に関する留意点は本マニュアルⅡ5（3－1）「見積書の作成について」に準ずる。
- ② 差異表に関しては、交付申請時の見積書（変更等の承認を届け出た場合は、変更承認申請時の見積書）と積算書の内容の差異が確認できるよう、「備考（差異理由）」欄に差異の生じた具体的な理由を記入すること。差異の理由については、差異が発生した経緯を含めて第三者が確認しても理解できる説明とすること。
- ③ 申請時に申請の無かった項目が実績報告時に追加となっているような場合、その物品や工事等がなぜ申請時に申請されなかつたのか、なぜ実績時に追加する必要があるのかについて、差異理由で十分な説明を記載すること。
- ④ 施工業者等の請求について、特に労務費等、流動要素の高いものについては実績と解離がないか精査を行うこと。

#### （5）添付図面について

- ① 添付図面は、補助金で整備した施設・設備の内容を把握できるものとすること。
- ② 申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、添付図面の中に示すこと。
- ③ 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象部分とそうでない部分を色分けすること。他事業者と共に建設の場合は、本補助金によって整備した部分が容易にわかるようにすること。
- ④ 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（線路図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送エリア図（コンタ図）で構成すること。
- ⑤ 添付図面に記載された機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、写真等との整合性がとれていること。

#### （6）添付写真について

- ① 作成の考え方

添付する写真は整備した機器の事実を確認できるもの<sup>1</sup>とする。写真には補助対象の範囲が分かるよう、赤枠で囲む等、印を付けること。工事黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

なお、以下に類する写真は不要である。

- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

---

<sup>1</sup>事業実施主体は可能な限り現地確認を行い、整備事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

## ② 写真作成の注意点

ア 写真の種類：フィルム写真又はデジタル写真によるカラー撮影とする。また、経年変色しない用紙で提出すること。

イ 編さん方法：写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。

なお、写真に整備事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かが分かるように、クリアシート又は写真に油性サインペン等で囲むこと。

ウ 添付図面との符号：撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号又は撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

## ③ 撮影方法

機器の設置状況が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、整備機器がどれか分かるよう赤枠で囲む等、印を付けること。申請時と整備内容が異なる箇所がある場合は、該当箇所を撮影・記録してその旨を明示すること。

## ④ その他

ア 様式等は別添8を参考とすること。

イ 撮影機器等と請求書（又は領収書）、積算書、差異表、図面等の資料との整合性がとれていること。

## 2 経理等について

### （1）実績報告書提出後の事務手続

報告書の提出後、内容を審査した上で、総務省から「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」が送付される。これを受け、事業実施主体は速やかに総務省へ「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算払請求書」（要綱様式第16号）を提出すること。

### （2）補助金の支払い

総務省では、提出された精算払請求書を確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

### （3）消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

都道府県若しくは市町村又はその連携主体において<sup>2</sup>、整備事業完了後に消費税の申告により補助

---

<sup>2</sup> 放送事業者が事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに要綱第18条の規定により「平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第17号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることがある。特別会計で運営するなど課税対象の都道府県又は市町村は報告書の提出が必要となるので注意すること。  
※2 放送事業者が事業を実施する場合は、交付申請時において事業費から消費税相当額を控除した額を基礎に交付額を決定するので該当しない。

(4) 補助事業の経理

補助事業の経理は他の事業とは明確に区分し、収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(5) 整備事業で整備した物品の管理

各物品には、必ず「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにしておくこと。

(6) 整備事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談すること。

### 3 繰越承認を受けた事業の年度終了実績報告書の提出について

繰越承認を受け、翌年度へ繰り越す事業について、年度末である3月31日から1か月以内に様式第10号による「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業年度終了実績報告書」の提出が必要となる。

提出は、繰越承認を得て事業継続許可の通知を受けた事業について、年度末（3月31日）時点の費用等の実績を記載したものについて、総合通信局等へ提出すること。また、必要に応じて資料の添付をしてよい。

## VI 財産処分について

補助事業完了後においても補助事業者は当該事業で取得した財産等については善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。(交付要綱第19条の2第3項参照。)

万が一、本補助事業により取得又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち処分制限期間を経過していないものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時は、あらかじめ財産処分の手続が必要となる。（交付要綱第19条の2第1項参照。）

財産処分の考え方については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、交付要綱及び「総務省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（平成20年4月30日総官会第790号（以下「承認基準」という。））の規定に基づくので留意すること。

### 1 財産処分の種類について

承認基準に定義されている財産処分は、次のとおりとなる。

- ・転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
  - 例：別の補助事業で使用する場合（※）
- ・譲渡：補助対象財産の所有者の変更
  - 例：他の放送事業者が後乗り共同建設を行う場合（※）
- ・交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換（※）
  - 例：別の補助事業で使用する場合
- ・貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
  - 例：基盤協会等へ貸与する場合
- ・担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
  - 例：購入した中継局用地への抵当権を設定する場合
- ・取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
- ・廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること
  - 例：サービスエリアの改善のために新しい空中線に取り替えた結果、使用している空中線が不要になった場合

※民法ラジオ難聴解消支援事業に使用しても、別の事業（＝別の交付決定）となる場合は、目的外使用に当たる。

### 2 財産処分の申請について

#### （1）取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合

処分制限期間中の財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条及び交付要綱第19条の2第1項の規定により、総務大臣の承認を要する。

交付要綱第19条の2第1項には「取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて（中略）その承認を受けなければならない」とある。取得価格又は効用の増加価格（以下「取得価格等」という。）とは、部品や部材個々の購入価格等に当該部品や部材関係の工事費等の役務の価格を加えたものをいう。当該規定における取得価格等は、財産処分対象となるすべての取得価格等の合算額となるので、部材個々の取得価格等（単価）が50万円未満であることをもって

交付要綱の規定による承認手続がなくなるということではない。

交付要綱第19条の2第1項にあるように、財産処分の手続は総務大臣に対し承認申請書を提出し、その承認を経た上で処分が可能となる。ただし、交付要綱第20条の「大臣が別に定める基準」に該当する場合及び承認基準第2の2に該当する場合は、事前届出による承認手続となり、届出の受付日をもって承認の扱いとなる。

なお、承認申請及び届出のどちらの手続であっても、交付要綱及び承認基準に示された国庫納付の免除規定に該当しない限り、国庫納付の条件を付して承認することとなる。

## (2) 取得価格等が50万円未満の場合

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第5項及び交付要綱第19条の2第1項の規定により総務大臣の承認は要しない。

しかし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第2項及び交付要綱第19条の2第3項の規定により、善良なる管理者の注意をもって管理する（以下「善管注意義務」という。）ことが補助事業者に課せられている。よって、善管注意義務に反するような「廃棄」等の財産処分はできない。ただし、本件のような場合であっても財産処分の承認手続を経て、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第1号の規定により国庫納付をした場合は、財産処分の制限はなくなる。

## 3 国庫納付額について

### (1) 有償譲渡又は有償貸付

#### ① 補助事業者が地方公共団体の場合

##### ア 譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に、総事業費（補助基準額を超える補助事業者等負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

##### イ 上記ア以外について

残存価値額（施設等にあっては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあっては、国庫補助額をいう。）とする。

#### ② 補助事業者が地方公共団体以外の場合

##### ア 譲渡額等を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額（ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

ただし、処分する施設等に係る国庫補助額を上限額とする。

##### イ 上記ア以外について

処分対象財産の残存価値額を基礎として算定する。

### (2) (1) 以外の財産処分について

すべての補助事業者等における国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存価値額とする。

## VII 書類の提出

書類の提出は、正本1通に副本1通、CD-R（1枚）等の電子媒体を添えて、申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局長あて提出すること。

詳細についてはVII. 別紙1を参照すること。電子ファイルについては、VII. 別紙1のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

(提出先)

(北海道) 北海道総合通信局情報通信部放送課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12F 電話：011-709-2311（内：ラジオ放送担当4664）／ FAX：011-708-5151 e-mail： <a href="mailto:houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp">houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp</a>	(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 東北総合通信局放送部放送課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：ラジオ担当 022-221-0671 FAX：022-221-1808 e-mail： <a href="mailto:hoso-tohoku@ml.soumu.go.jp">hoso-tohoku@ml.soumu.go.jp</a>
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) 関東総合通信局放送部放送課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 電話：ラジオ担当 03-6238-1705 FAX：03-6238-1719 e-mail： <a href="mailto:kanto-hoso@ml.soumu.go.jp">kanto-hoso@ml.soumu.go.jp</a>	(新潟県、長野県) 信越総合通信局情報通信部放送課 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 電話：026-234-9939／FAX：026-234-9999 e-mail： <a href="mailto:shinetsu-digital@ml.soumu.go.jp">shinetsu-digital@ml.soumu.go.jp</a>
(富山県、石川県、福井県) 北陸総合通信局情報通信部放送課 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-233-4494／FAX：076-233-4499 e-mail： <a href="mailto:hokuriku-hoso@ml.soumu.go.jp">hokuriku-hoso@ml.soumu.go.jp</a>	(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県) 東海総合通信局放送部放送課 〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目15番1 名古屋合同庁舎第三号館 電話：放送総括担当 052-971-9148 FAX：052-971-9394 e-mail： <a href="mailto:tokai-hoso@soumu.go.jp">tokai-hoso@soumu.go.jp</a>
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县) 近畿総合通信局放送部放送課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館4階	電話：音声放送担当 06-6942-8568 FAX：06-6942-7622 e-mail： <a href="mailto:onsei-kinki@ml.soumu.go.jp">onsei-kinki@ml.soumu.go.jp</a>

<p>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)          中国総合通信局放送部放送課          〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36          電話 : 082-222-3384／FAX : 082-502-8153          e-mail : <a href="mailto:chugoku-hoso@ml.soumu.go.jp">chugoku-hoso@ml.soumu.go.jp</a></p>	<p>(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)          四国総合通信局情報通信部放送課          〒790-8795 松山市宮田町 8-5          電話 : 089-936-5038／FAX : 089-936-5014          e-mail : shikoku-housou@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、          宮崎県、鹿児島県)          九州総合通信局放送部放送課          〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1          第一放送担当 (福岡県、佐賀県、長崎県)          電話 : 096-326-7874          第二放送担当 (熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島          県) 電話 : 096-326-7875          FAX : 096-326-7867          e-mail : h-hoso@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(沖縄県)          沖縄総合通信事務所情報通信課放送担当          〒900-8795 那覇市旭町 1-9          カフーナ旭橋B-1街区 5階          電話 : 098-865-2307／FAX : 098-865-2311          e-mail : <a href="mailto:okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp">okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp</a></p>

本省 : 〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館  
 総務省情報流通常行政局地上放送課 (TEL:03-5253-5793、FAX:03-5253-5794)

**平成 27 年度「民放ラジオ難聴解消支援事業」  
提出書類一覧表**

以下の書類を管轄する総合通信局に持参または郵送により提出してください。

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
公募申請書	VII別紙 2	・A4 版片面印刷	○○00 公募	MS-Word	・公募申請時のみ提出
交付申請書 (様式第 1 号)	交付要綱 参照	・公印を押印した 申請書の原本を 提出（ <u>公印の押</u> <u>印は交付申請時</u> <u>のみ必要</u> ） ・A4 版片面印刷	○○10 申請	MS-Word	・プリントアウトした時に <u>A4 版</u> <u>2枚</u> となるよう調整
別紙 1 第 13 民放ラジ オ難聴解消支援事業 補助事業の概要	交付要綱 参照	・A4 版片面印刷	○○11 別紙	MS-Word	
上記別紙 1 第 13 に定め る添付書類「整備計画 書」	別添 1	・A4 版片面印刷	○○20 添付	MS-Word	
上記整備計画書の提出 資料（1）	別添 1	・A4 版片面印刷	○○21 添付 01 ○○21 添付 02	MS-Word	・添付資料「交付申請の直近年度 の財務諸表」は様式適宜
上記整備計画書の提出 資料（2）	別添 1	・A4 版片面印刷	○○22 添付 01	MS-Word	・ラジオ単営社は省略可
上記整備計画書の提出 資料（3）	別添 1	・A4 版片面印刷	○○23 添付 01	MS-Word	・過去 5 年間黒字の場合は省略可
上記整備計画書の提出 資料（4）	別添 1	・A4 版片面印刷	○○24 添付 01 ○○24 添付 02 ...	MS-Word	・添付資料（1）～（6）は様式 適宜
上記整備計画書の提出 資料（5）	別添 1	・A4 版片面印刷	○○25 添付 01 ○○25 添付 02	MS-Word	・添付資料「難聴の発生状況（地 図）」は様式適宜
上記整備計画書の提出 資料（6）	別添 1	・A4 版片面印刷	○○26 添付 01	MS-Word	
補助対象経費のうち補 助金等によってまかな われる部分以外の部分 の負担者、負担額及び 負担方法	様式適宜	・A4 版片面印刷	○○27 補助以外	任意	・該当する部分がある場合のみ提 出
契約予定内容に関する 調査票	別添 2	・A4 版片面印刷	○○30 契約	MS-Word	
交付申請書に定める添 付資料「補助事業に要 する経費の見積書」	別添 3	・適宜	○○30 見積 01 ○○30 見積 02 ・ ・ ・	MS-Excel	・書類の右肩に <u>資料番号</u> を記載 ・資料番号は、 <u>ファイル名の番号</u> と一致。
上記に関連する工事業 者・機器メーカー作成 の見積書	様式適宜	・写し可	○○31 工事見積 01 ○○31 工事見積 02 ...	任意	
様式第 1 号別紙 2 「工 事概要書」	交付要綱 参照	・公印を押印した 申請書の原本を	○○40 工事	MS-Word	

		提出（ <u>公印の押印は交付申請時のみ必要</u> ・A4版片面印刷）			
上記工事概要書の添付図面	様式適宜	・適宜	○○41 図面 01 ○○41 図面 02 ...	任意	
口座設置届出書	別添 4	・公印を押印した申請書の原本を提出（ <u>公印の押印は交付申請時のみ必要</u> ・A4版片面印刷）	○○50 口座	MS-Word	
免許申請確認書	別添 5	・写し可	○○60 確約	任意	・申請主体が地方公共団体等の場合のみ提出
<連携主体の場合> 連携主体の構成団体一覧	様式適宜	・A4版片面印刷	○○70 連携	任意	
<連携主体の場合> 連携主体の代表承認書	様式適宜	・公印を押印した申請書の原本を提出	○○71 連携	Adobe PDF 等	・申請主体が連携主体の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの ・代表団体以外の構成団体が押印 ・1団体につき1枚でも、全構成団体で1枚でも可
その他参考資料となる資料					

※1 すべてA4版で提出すること。ただし、図表等でA4版ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限りA3版で提出すること。

※2 ファイル名の○○の部分は【申請主体名】とする。申請主体名は略称で可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例：総務市10申請.doc

※3 フォーマット形式はWindows OSに対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

番号  
年月日

総務省情報流通行政局長 殿

申請者の名称 代表者氏名

平成27年度「無線システム普及支援事業費等補助金  
(民放ラジオ難聴解消支援事業)」公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類(注)を添えて申請します。

- 1 無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書
- 2 補助事業の概要(添付資料を含む。)
- 3 工事概要書(添付図面を含む。)
- 4 整備計画書(添付資料を含む。)
- 5 契約予定内容に関する調査票
- 6 見積書
- 7 口座設置届出書
- 8 免許申請確約書
- 9 <連携主体の場合>連携主体の構成団体一覧、連携主体の代表承認書
- 10 その他参考資料

(注) 公募申請書類への公印の押印は不要。

(担当者欄)

所属部署名 :  
役職名 :  
氏名 : - 30 -  
TEL :  
FAX :  
E-mail :

## VIII Q & A

### 1 応募額が予算額を上回った場合、採択はどのように行うのか。

(答) まず、交付要綱第3条（定義）並びに第4条（補助対象経費）に照らして申請内容を精査（補助対象外の経費を控除）した上で、補助対象設備に係る経費が予算額を上回る場合は、交付要綱第7条等に基づく審査を行い、本事業の目的等により合致するものから交付決定を行うことになる。

### 2 自らが放送するのではなく他の基幹放送事業者の放送の用に供するために基幹放送事業者が整備する場合は補助対象となるか。

(答) 自治体が整備して基幹放送事業者の放送の用に供するケースと同様に、基幹放送事業者等が整備して他の基幹放送事業者の放送の用に供するケースも補助対象とする。具体的には放送法第2条に規定する基幹放送局提供事業者や同法第160条に規定する認定放送持株会社の子会社である基幹放送事業者が整備主体となる場合があることが考えられる。ただしこれらの場合は、無線局免許申請手数料が補助対象とならないこと等、留意が必要。

### 3 固定マイクロ回線等の伝送路は補助対象設備となるか。

(答) 本事業の対象となる中継局の直近上位の伝送路（ただし、放送波中継の場合を除く。）は、固定マイクロ回線、有線回線に関わらず、補助対象となる。ただし、例えば当該固定マイクロ中継局設備が他の中継局への中継回線としても用いられる場合は、応分の経費を補助対象とする。

また、申請書別紙等における施設の設置場所には、中継局の設置場所に加え、中継回線設備の設置場所も記載すること。また、これらの設備の構成を把握できる図面も合わせて提出すること。

なお、固定マイクロ局設備は交付要綱の附帯施設である「中継用固定無線装置」に該当するため、附帯施設の経費として計上すること。

### 4 可搬型の設備（予備電源等）は補助対象となるのか。

(答) 本事業の目的が難聴解消であることに鑑み、予備機器について可搬型である必要性はなく、また、他の用途で使用される可能性も想定されることから、可搬型の設備については補助対象とはせず、据付型の設備のみを補助対象とする。

### 5 予備の空中線は補助対象となるのか。

(答) 本事業の目的が難聴解消であること及び空中線系が安全・信頼性基準の対象外となっていることに鑑み、予備の空中線については本事業の目的の達成に最低限必要となる設備とは言えないため、補助対象外とする。

### 6 中継局の新設だけではなく、親局や中継局の諸元変更による難聴解消も補助の対象となるのか。

(答) 本事業においては、限られた周波数の中で難聴解消を進める必要があるため、必要最小の空中線電力の中継局の新設のみを補助の対象としており、既存の親局や中継局の諸元変更による難聴解消は補助の対象とならない。

**7 「無線局免許申請手数料」、「検査手数料」等、国に納付される手数料を補助事業の対象とすることは可能か？**

(答) 本事業の実施にあたって必要となる各種申請及び申請書作成のための調査等に係る経費については補助対象とする。その際、「免許申請手数料」及び「検査手数料」の取扱いについては下記のとおりとする。

(1) 事業主体と当該中継局の免許人が異なる場合

放送局免許申請に係る費用は、当該免許申請者に係る費用であるため、補助事業の対象には含まれない。落成検査手数料についても同様である。

(2) 事業主体が当該中継局の免許人となる場合（事業主体が放送事業者の場合）

免許申請手数料、検査手数料は、事業主体が放送局免許人と一の者となるため、整備事業に着手する際に必要となる放送局の免許申請について補助金の対象とする。ただし、免許申請等に係る事業主体自身に発生する事務費・旅費等は補助金の対象とならない。

**8 総事業費には、消費税を見込んで良いのか？**

(答) 事業主体が地方公共団体の場合は対象として見込んで差し支えない。

**9 他の事業主体と共同で施設整備を行うため、交付決定前に工事に着工することになるが、補助対象となるか？**

(答) いわゆる「事前着工」となり、補助対象とはならない。補助対象となるのは、交付決定後に契約が行われ、工事着工となった事業のみである。工事のスケジュールが交付決定に間に合わないことが予想される場合には、前年度中を含め早目に総務省に相談されたい。

**10 取得価格が50万円を超えないものであっても、廃棄又は取壊しを行う場合は財産処分の手続が必要か。**

(答) 取得価格50万円以下の補助財産に係る財産処分については、手続は不要であるが、特異な例等については総務省（本省）に事前相談されたい。

なお、補助金の交付を受けた地方公共団体、一般社団法人等には、取得財産に対する善管注意義務（交付要綱第19条の2第3項）が課せられているので、留意すること。

**11 補助財産を取り外して当該局舎に保管する場合、財産処分の手続が必要か。**

(答) 補助金適正化法（以下「法」という。）第22条において財産の処分の制限が規定されているところであるが、「取り外し」のみの場合は「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月30日総官会第790号）に定義される財産処分に当たらないことから、特段の手続を要しない。

なお、やむを得ず施設から取り外した財産については、法第11条第1項に規定される「善管注意義務」の考え方を踏まえ、善良な管理者の注意をもって保管に努めるものとし、法第3条第2項の規定の趣旨を理解し、有効活用に向けた努力を怠らないようお願いしたい。

# 別添

## 民放ラジオ難聴解消支援事業・整備計画書

申請主体	申請主体名	株式会社〇〇放送
	代表団体の長名	代表取締役社長 総務 太郎
	担当者 連絡先	〇〇部〇〇部長 総務一郎 電話：XXX-XXXX-XXXX、メール： <a href="mailto:*****@+++.jp">*****@+++.jp</a>
開設目的	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業	
補助事業のスケジュール	<p>記入例：</p> <p>平成27年〇月 無線局免許申請        平成27年〇月 無線局免許        平成27年〇月 工事着工        平成28年〇月 工事完了        平成28年〇月 事業完了</p>	
提出資料	<p>(1) 交付申請の直近年度の財務諸表（過去5年分）</p> <p>(2) 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（過去5年分）</p> <p>(3) 申請者の直近年度（過去5年分）ラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請がこれらの取組の障害にならないことを示す資料</p> <p>(4) 補助金の交付を受けて整備中継局が補完する地上基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示す資料</p> <p>(5) 補助金の交付を受けて整備中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料</p> <p>(6) 補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料（無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す資料その他共同設置が困難であることを示す資料）</p>	

(1) 交付申請の直近年度の財務諸表（過去5年分）

【申請者名：○○放送(株)】

① 損益計算書

(単位：百万円)

	直近年度 平成●●年度	参考			
		平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度
営業収入	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
営業費用	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
営業損益	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
営業外収入	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
営業外費用	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
経常利益	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
特別利益	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
特別損失	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
当期利益	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

② 貸借対照表

(単位：百万円)

	直近年度 平成●●年度	参考			
		平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度
流動資産	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
固定資産	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
有形固定資産	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
無形固定資産	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
投資その他の資産	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
資産合計	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
流動負債	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
固定負債	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
負債合計	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
資本金	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
利益剰余金	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
評価・換算差額等	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
純資産合計	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
負債及び純資産合計	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

(注) 上記数値を記載の上、「交付申請の直近年度の財務諸表」（過去5年分）を添付すること

(2) 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（過去5年分）

【申請者名：〇〇放送(株)】

（単位：百万円）

	直近年度	参考			
		平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度	平成●●年度
営業収入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業費用	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業損益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業外収入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
営業外費用	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
経常利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
特別利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
特別損失	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
当期利益	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（注）ラジオ放送事業のみを行う申請者（ラジオ単営社）の場合は省略可。

(3) 申請者の直近年度（過去5年分）のラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、  
収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請が  
これらの取組の障害にならないことを示す資料

ラジオ放送事業の赤字額	参考	直近年度	平成●●年度	○○○百万円
		平成●●年度	.....	○○○百万円
		平成●●年度	.....	○○○百万円
		平成●●年度	.....	○○○百万円
		平成●●年度	.....	○○○百万円
		平成●●年度	.....	○○○百万円
収支の改善や経営基盤 の強化に向けた取組状況（注）	適宜記入してください。			
補助金の交付が上記取組みの 障害とならない理由（注）	適宜記入してください。			

（注）過去2年目から5年目のうち1年間でも赤字の場合も参考として作成すること。

(4) 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する地上基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示す資料  
**【申請者名：○○放送株】**

<b>整備の目的</b> ※該当するものすべてにチェックを入れること	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業
<b>整備中継局の名称 (放送エリア内世帯数)</b>	記入例：○○局（□□□世帯）
<b>補完対象局の免許番号 (呼出名称)</b>	記入例：関放第○△□号（○△□ラジオ）
<b>補完対象局の空中線位置</b>	記入例：東経○○度△△分□□秒 北緯○度△分□□秒 (○○県△市□□町×丁目○○一●)
<b>難聴の発生原因</b>	適宜記入してください。
<b>難聴の発生状況 に関する資料 (添付資料)</b>	<p>(1) 整備中継局の放送区域図</p> <p>(2) 補完対象局の放送区域図</p> <p>(3) 補完対象局の放送区域内の難聴の発生状況（地図）  ※ 難聴の発生状況について、原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示すこと  ※ 整備中継局の放送区域図も記載すること</p> <p>(4) 受信状況の調査結果・電界強度の測定結果を示す資料の一覧表</p> <p>(5) 補完対象局の放送区域内の難聴地点における受信状況調査の結果を示す資料</p> <p>(6) 補完対象局の放送区域内の難聴地点における電界強度の測定結果を示す資料  ※ 整備の目的が「都市型難聴対策事業」「地理的・地形的難聴対策事業」の場合に限る。</p> <p>(7) 既存局等への妨害排除に関する資料</p>

(5) 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料  
【申請者名：〇〇放送(株)】

空中線電力が難聴の解消のために必要最小である理由	適宜記入してください。
放送区域の考え方  ※該当するものにチェックを入れること	<input type="checkbox"/> 都市型難聴を解消する必要最小の範囲 <input type="checkbox"/> 外国波混信による難聴を解消する必要最小の範囲 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴を解消する必要最小の範囲 <input type="checkbox"/> 都市型難聴及び外国波混信による難聴（又は地理的・地形的難聴）を解消する必要最小の範囲であって、それぞれの難聴地域が異なっている場合 <input type="checkbox"/> 都市型難聴及び外国波混信による難聴（又は地理的・地形的難聴）を解消する必要最小の範囲であって、すべての都市型難聴地域が外国波混信による難聴地域（又は地理的・地形的難聴地域）に包含されている場合 <input type="checkbox"/> 外国波混信による難聴及び地理的・地形的難聴を解消する必要最小の範囲
添付資料	・補完対象局の放送区域内の難聴の発生状況（地図）【再掲】 ※ 難聴の発生状況について、原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示すこと ※ 整備中継局の放送区域図も記載すること

(6) 補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料  
 (無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す  
 資料その他共同設置が困難であることを示す資料)

【申請者名：○○放送(株)】

無線設備等の共同設置の有無		<input type="checkbox"/> 共同設置を行う <input type="checkbox"/> 共同設置を行わない		
共同設置を行う場合	共同設置者の名称等	名称	住所	事業概要
		例：○○放送(株)	○○県○○市	民間放送業
		例：○○放送(株)	○○県○○市	民間放送業
		例：○○放送(株)	○○県○○市	民間放送業
	共同設置者間における費用分担の考え方（按分等）について記入してください。			
	備 考	特記事項等がありましたら記入してください。		
共同設置を行わない場合	共同設置に関する検討状況及び共同設置が困難と判断した理由	共同設置に関する検討状況と検討の結果、共同設置が困難と判断した理由について、適宜記入してください。		

## 【契約予定内容に関する調査票】

(1) 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	平成〇年度「〇〇放送」民放ラジオ難聴解消支援事業	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	平成〇年度「〇〇放送」民放ラジオ難聴解消支援事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	指名競争入札	3	15,678,900
合計					583,569,023

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注2 「見積社数」は、事業費を算出するにあたり、事業実施主体が見積もりを取った社数を記入。

注3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合に限りできるものである。

(2) (1) の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外 見積額(円)
1	平成〇年度「〇〇放送」民放ラジオ難聴解消支援事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	平成〇年度「〇〇放送」民放ラジオ難聴解消支援事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

(3) (1) で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う理由並びにその根拠法令及び条項を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う理由	根拠法令及び条項
2	平成〇年度「〇〇放送」民放ラジオ難聴解消支援事業に係る調査設計監理業務委託契約	※具体的な理由を記載して下さい。	地方自治法施行令第167条の2第〇号

注1 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

注2 地方公共団体が事業主体の事業であって、随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠とした法令及び条項をあわせて記入すること。

## 見積書（記載例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市 1-2-3  
株式会社 〇〇〇放送  
代表取締役社長 ○○ ○○  
(△△市) 〇〇〇〇 印

件名：平成26年度民放ラジオ機械消音器支給事業  
事業名：株式会社〇〇〇放送  
地址：〇〇市 (△△地区)

見積額（金体）  
支給額（交付料金）

**【見積書 総括表】**

項目	金体（準備事項及び一括施工工事）	交付料金割分			数量	単位	地図	備考	支払料金外
		数量	単位	金額					
1 〇〇工事 〇〇M相中總局放送工事(A社機器等の件名等を記すこと。)									
2 △△工業 〇〇總務部工事		式							
〇〇総務		2,000							
		5,000							
3 〇〇製造									
合計（業者別箇面に合計（括抜き。）を記載すること。）	0000								
〇〇E-M相中總局放送機器工事(B社機器等の仕名等を記載すること。)									
4 ××工事 〇〇施工工事		式							
給電線(8D-2W)		7,000							
		2,000							
		5,000							
5 〇〇工事									
合計（業者別箇面に合計（括抜き。）を記載すること。）	0000								
施設・設備費小計									
施設・設備費小計 千円未満の場合は整理料(…①)									
2 ア) 用地及び道路施設費 通路費 イ) 施設工事費 ウ) 供排水 エ) 利用料									
用地取扱費・道路費(小計 (1円未満))									
用地取扱費・道路費(小計 (千円未満の場合は整理料) …②)									
<b>合計:</b> (①+②)									

別添3-1



別添4

平成 年 月 日

官署支出官  
総務省大臣官房会計課長 殿

氏名 印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入						
		旧債主コード						
口座名義	フリガナ							
	氏名							
住 所	郵便番号							
	フリガナ							
	漢字							
銀行等名称	銀行	金庫	農協	出張所				
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座） ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金							
口座番号	銀行番号	支店番号	口座番号					
所 属	職 員	局	課（室）					
	委員等							
	法 人							

※太枠内を記入ください。

放送局免許申請確約書

平成 年 月 日

○○市（町村）  
○○法人○○ 殿

○○放送株式会社  
代表取締役 ×××× 印

貴市（町村・法人名）が行う、○○中継局整備事業（以下「本事業」という。）について、総務大臣から無線システム普及支援事業費等補助金の交付決定が得られた際には、当社として速やかに総務省に対し、本事業により設置された設備に係る放送局の無線局免許申請を行うことを確約します。

※考え方

放送事業者が「自らの整備では出来ない」としている局について交付申請が行われるものであることから、当該交付申請が行われる時点で、放送事業者による免許申請が行われる実態は想定されない。すなわち、免許申請そのものは、交付決定が行われた後の行為となる。

しかしながら、整備事業はその設備で当該放送事業者の放送が行われることを目的として施設整備を行うものであり、交付申請に当たっては、あらかじめ当該放送事業者による「確かに放送局を開設する」ことが確約されていることが必要である。放送事業者等が自ら整備事業を行う場合は必要ない。

別添6

積算書添付

別添 7

差異表添付

## (写真イメージ)

別添8



施設の名称を記載

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。  
「局舎内」「事務室」等

平面の図面番号を記載

平面図に記載の撮影位置の番号を記載

写真番号 1

施設名 ○○○中継局

設置場所 ○○

内容 送信機

図面番号 1

撮影位置 ①

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにする

内訳表の写真番号欄に記載の番号と合致すること

無線システム普及支援事業費等補助金「民放ラジオ難聴解消支援事業」  
執行マニュアル

(問い合わせ先)  
総務省情報流通常行政局地上放送課

電話/FAX 03-5253-5793/03-5253-5794